Q2

今年の4月に町外へ転出しましたが、御代田町から納税通知書が届きました。現在の住所地に引っ越した後でも御代田町へ納めるのでしょうか。

町県民税は、その年の1月1日現在居住している市町村で課税され、1年間納付することになります。今年の1月1日は御代田町に居住されていたため、今年度は御代田町へ納付していただくことになります。(現在お住まいの市区町村において今年度の住民税は課税されません。)なお、年の途中で亡くなられた場合も、その年度は町県民税が課税され、相続人の方に納付していただくことになります。

Q3

昨年の12月末で会社を退職し、残りの町県民税を一括で納めました。現在は無収入ですが、今年も納税通知書が届きました。無収入なのに税金を納めなければいけないのですか

町県民税は、前年(1月から12月)の収入に対して課税されます。今年お送りした納税通知書は、前年の収入に基づく町県民税となりますので、納付をしていただくことになります。なお、今年の収入が全くなければ来年度は非課税となります。

町県民税は常に1年遅れで課税される点にご注意ください。

Q4

年金にも税金がかかるのでしょうか。

「公的年金(国民年金、厚生年金、共済年金、企業年金など)」と、生命保険契約に基づく「個人年金」は、雑所得として課税の対象となります。ただし、支給額によっては、非課税となります。

遺族年金、障害年金などは課税の対象にはなりません。

Q2

転出の際の住所変更や、廃車の手続きはどこで行うのですか。

最寄りの軽自動車協会や、「御代田町」ナンバーであれば役場で手続きができます。 軽自動車の種類、手続きの内容によって、場所や必要な書類が異なります。手続きの前にご確認ください。

種別				車種	手続きの場所		
原動機付自転車	総排気量	50cc以下	二輪・三輪	原付一種			
			三輪以上	ミニカー	御代田町 税務課		
		50cc超90cc以下		原付二種乙	※御代田町ナンバーに限ります。		
		90cc超125cc以下		原付二種甲	所在地:御代田町大字御代田2464-2		
小型特殊自動車	農耕作業用			小型特殊農耕車	電話:0267(32)3111 (内線43)		
	その他			小型特殊その他			
軽自動車	二輪(側車付も含む)			軽自二輪	自家用自動車協会 小諸支部		
	125cc超250cc以下			軽自三輪			
	四輪以上	乗用	営業用	軽四乗用営業	所在地:小諸市八幡町3-3-15		
		米川	自家用	軽四乗用自家用	電話:0267(22)0496		
		貨物	営業用	軽四貨物営業	佐久支部		
		貝彻	自家用	軽四貨物自家用	所在地:佐久市中込中込原北3387		
二輪小型自動車	250cc超			二輪小型	電話:0267(67)4677		

~よくある質問お答えします~

町県民税関係

町民税と県民税は、地域社会の維持発展に必要な経費を、 所得に応じて広く分担しあう性格をもつ税金で、毎年1月1 日現在に御代田町に居住されている方に課税しています。

Q1

パート収入しかなく、配偶者の扶養になっているのに、町から納税通知書が届きました。年間103万円以下のパート収入だと税法上の扶養から外れず、税金は課税されないと聞きましたがどうしてでしょうか。

給与収入103万円以下の方は、所得税(国税)は非課税になり、扶養控除の対象にもなります。しかし、**町県民税は、非課税の範囲が所得税と異なり**、給与収入で93万円を超える方は課税されます。

配偶者控除・配偶者特別控除の関係は次の表のとおりです。

その年の収入金額	翌年度の 町県民税	その年の 所得税	配偶者控除 (所得税、町県民税)	配偶者特別控除 (所得税、町県民税)
93万円以下(所得28万円以下)	非課税	非課税	受けられる	受けられない
93万円超 (所得28万円超)~ 103万円以下(所得38万円以下)	課税	非課税	受けられる	受けられない
103万円超 (所得38万円超)~ 141万円以下(所得76万円以下)	課税	課税	受けられない	段階的に 受けられる
141万円以上(所得76万円以上)	課税	課税	受けられない	受けられない

[※]扶養親族がいる場合や、納税義務者本人が障害者·未成年者·寡婦·寡夫に該当する場合は、別に非課税限度額が 定めてありますのでこの限りではありません。

軽自動車税関係

毎年4月1日現在、御代田町内に定置場(車を置くところ)がある原動機付き自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車を所有している方に課税されます。

Q1

4月1日に軽自動車を登録しました。税金はいつから納めることになりますか。

軽自動車税は、その年の4月1日現在で登録のあった軽自動車に課税されます。よって、4月1日に登録をした場合、その年から軽自動車税が課税されます。

また、**軽自動車税は普通自動車税と違い、月割での減額がありません**。4月1日以降に廃車をした場合でも、その年に課税された軽自動車税は全額を納めていただく必要があります。

廃車手続きなどは、早めにしていただきますようお願いします。